

杉並区教職員住宅規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年4月14日

杉並区教育委員会

教育長 白石高士

## 杉並区教育委員会規則第28号

### 杉並区教職員住宅規則の一部を改正する規則

杉並区教職員住宅規則（昭和45年杉並区教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この規則において「教職員」とは、杉並区立学校に勤務する次に掲げる者をいう。

- （1） 学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）第2条に規定する学校職員
- （2） 杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成19年杉並区条例第11号）第2条に規定する学校教育職員

第6条中「かつ、」を「次の各号に掲げる」に、「次の各号」を「当該各号」に改め、同条第1号中「同居の親族」を「同居者（教職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例（令和5年杉並区条例第12号）第9条第2項の規定による書面若しくは東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の証明の交付を受けたパートナーシップ関係にある相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）及び教職員又は当該配偶者若しくは当該パートナーシップ関係の相手方の収入により生計を維持する配偶者以外の親族をいう。以下同じ。）」に改める。

第17条第1号中「全部または」を「全部若しくは」に、「、または」を「、又は」に、「こと」を「こと。」に改め、同条第2号中「および」を「又は」に、「こと」を「こと。」に改め、同条第3号中「または」を「又は」に、「こと」を「こと。」に改め、同条第4号中「同居者をおき」を「他の者を同居させ」に、「受けないで被扶養者以外の同居者をおくこと」を「受けた同居者以外の者を同居させること。」に改め、同条第5号中「若しくは」を「、又は」に、「および」を「及ぼす」に改める。

第19条第1項中「一に」を「いずれかに」に、「とき」を「とき。」に改め、

同条第2項中「一に」を「いずれかに」に、「において、その者と同居していた親族」を「におけるその者の同居者」に、「右欄」を「各号」に改め、同条第3項中「同居の親族」を「同居者」に改める。

第1号様式中「家族構成」を「同居者」に、「家族構成欄」を「同居者欄」に改める。

第2号様式中「同居する親族」を「同居者」に、「同居する親族は」を「同居者は」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、杉並区性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例（令和5年杉並区条例第12号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式による用紙で、現に備え付けているものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。